

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長 西出 智幸

大阪市人事委員会規則第 9 号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
（職務に専念する義務の免除） 第 2 条 職員があらかじめ任命権者 （その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。 [(1)～(11の3) 略] (11の4) 生後 1 年 6 月から中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）	（職務に専念する義務の免除） 第 2 条 [同左] [(1)～(11の3) 同左] (11の4) 生後 1 年 6 月から中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）

第2条第1項に規定する子及び職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子をいう。以下同じ。）を養育する職員が通勤事情等により育児のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（以下「第1号育児職免」という。）又は小学校就学の始期に達する子から中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部就学の始期に達するまでの子を養育する職員が通勤事情等により育児のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（以下「第2号育児職免」という。）（ただし、当該職員以外に育児する者がいる場合、現に職員の休暇に関する規則（平成4年大阪市人事委員会規則第1号。以下「休暇規則」という。）第4条第1項第11号の規定による特別休暇を与えられている職員が、第1号育児職免又は第2号育児職免の承認を得ようとする場合及び現に職員の勤務時間、休日、休暇等に関

第2条第1項に規定する子及び職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子をいう。以下同じ。）を養育する職員が通勤事情等により育児のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（ただし、現に職員の休暇に関する規則（平成4年大阪市人事委員会規則第1号。以下「休暇規則」という。）第4条第1項第11号の規定による特別休暇を与えられている職員が、生後1年6月から小学校就学の始期に達するまでの子に係る職務に専念する義務の免除の承認を得ようとする場合及び当該職員以外に育児する者がいる場合を除く。）

する条例（平成３年大阪市条例第
43号）第12条の２第１項の規定に
よる介護時間（これに準ずる休暇
として市規則で定めるものを含
む。）又は職員の育児休業等に関す
る条例（平成４年大阪市条例第４
号。以下「育児休業条例」という。）
第19条の規定による部分休業を承
認されている職員が、第２号育児
職免の承認を得ようとする場合を
除く。）

〔(11の5)～(12) 略〕

〔２～５ 略〕

（職務に専念する義務の免除の期間又は時間）

第３条 前条第１項各号の場合における職務に専念する義務の免除の期間又は時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間又は時間とする。

〔(1)～(4) 略〕

(5) 前条第１項第11号の４の場合
次に掲げる区分に応じ、それぞれ
次に定める時間

〔(11の5)～(12) 同左〕

〔２～５ 同左〕

（職務に専念する義務の免除の期間又は時間）

第３条 〔同左〕

〔(1)～(4) 同左〕

(5) 前条第１項第11号の４の場合
所定の勤務時間の始め又は終わり
において１日を通じて２時間（現
に職員の育児休業等に関する条例
（平成４年大阪市条例第４号）第19

	<u>条の規定により部分休業を承認されている職員が、生後1年6月から小学校就学の始期に達するまでの子に係る職務に専念する義務の免除の承認を得ようとする場合にあっては、2時間から部分休業を承認されている時間を減じた時間)を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間</u>
<u>ア 第1号育児職免</u> 1日を通じ <u>て2時間(現に育児休業条例第19条の規定により第1号部分休業を承認されている職員が、職務に専念する義務の免除の承認を得ようとする場合にあっては、2時間から第1号部分休業を承認されている時間を減じた時間)を超えない範囲内で必要と認める時間</u>	[新設]
<u>イ 第2号育児職免</u> 1年の期間 <u>(毎年4月1日から翌年3月31日までとする)につき、1時間を単位として行うものとし、非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時</u>	[新設]

<u>間数に10を乗じて得た時間を超</u> <u>えない範囲内でそれぞれ必要と</u> <u>認める時間</u> [(6)～(9) 略]	[(6)～(9) 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体 に付した傍線は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第11号の4に規定する第2号育児職免において、この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の規則第3条第5号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

（令和7年9月30日揭示済）